

4月1日から

## 外来診療も限度額適用認定証等を提示すると 窓口負担が一定の限度にとどめられます

4月1日から、高額な外来診療を受けたときは、限度額適用認定証や被保険者証等を提示すれば、ひと月の医療機関等での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまで、高額な外来診療を受けたときは、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただき、後で医療保険者から高額療養費としてお返ししていましたが、4月1日からは、医療機関等に限度額適用認定証等を提示すれば、限度額を超える分を支払う必要はなくなります。また、保険薬局、指定訪問看護事業者についても同様の取り扱いを受けることができるようになります。

限度額適用認定証等は、加入する医療保険者へ事前に申請し、交付を受ける必要があります。申請方法、自己負担限度額等、詳しくはご加入の医療保険者にご相談ください。

| 高額な外来診療受診者  | 手続き                                | 医療機関など                |
|---|------------------------------------|-----------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳未満の方</li> <li>● 70歳以上の町県民税非課税世帯等の方</li> </ul> | 加入する健康保険組合などに「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請 | 「認定証」(限度額適用認定証)を窓口へ提示 |
| ● 70歳以上75歳未満で、町県民税非課税世帯等ではない方   | 必要ありません                            | 「高齢受給者証」を窓口へ提示        |
| ● 75歳以上で、町県民税非課税世帯等ではない方  | 必要ありません                            | 「後期高齢者医療被保険者証」を窓口へ提示  |

お問い合わせ ● 国民健康保険・後期高齢者医療保険 → 住民課国保年金係 ☎ 76-5405  
その他の健康保険 → ご加入の健康保険組合等の担当者にご確認ください

## 浄化槽は定期的な清掃や保守点検が必要です！

浄化槽は微生物を利用して汚水を“きれいな水”にします。そのため、浄化槽清掃を怠ると浄化槽の機能が低下し、汚水が処理されないまま流れてしまいます。公共水域の水質保全や悪臭防止のためにも、1年に1回以上の浄化槽清掃をお願いします。また、清掃は東総衛生組合の許可を受けた下記の業者に依頼してください。



### 清掃許可業者 ●

- |                                  |                                  |
|----------------------------------|----------------------------------|
| ● (株)トーソーエンバイテック ..... ☎ 72-4231 | ● (株)五十嵐商会海匠営業所 ..... ☎ 84-1119  |
| ● (株)旭住宅 ..... ☎ 63-8150         | ● 旭衛生センター(株) ..... ☎ 63-9551     |
| ● (有)光クリーンセンター ..... ☎ 84-2244   | ● (有)銚子浄化槽管理センター ..... ☎ 73-3840 |
| ● (有)いしげ水質管理センター ..... ☎ 63-2282 |                                  |
| ● (有)ユート・アメニティ ..... ☎ 84-3270   |                                  |
| ● (株)加藤設備 ..... ☎ 63-8277        |                                  |
- 問合せ ● 生活環境課環境係 ☎ 76-5406  
東総衛生組合旭クリーンパーク ☎ 62-0794  
〃 光クリーンパーク ☎ 84-0409

# 4月2日 オープン!

## いきいき健康サロン多古 『わあーか ちいと』

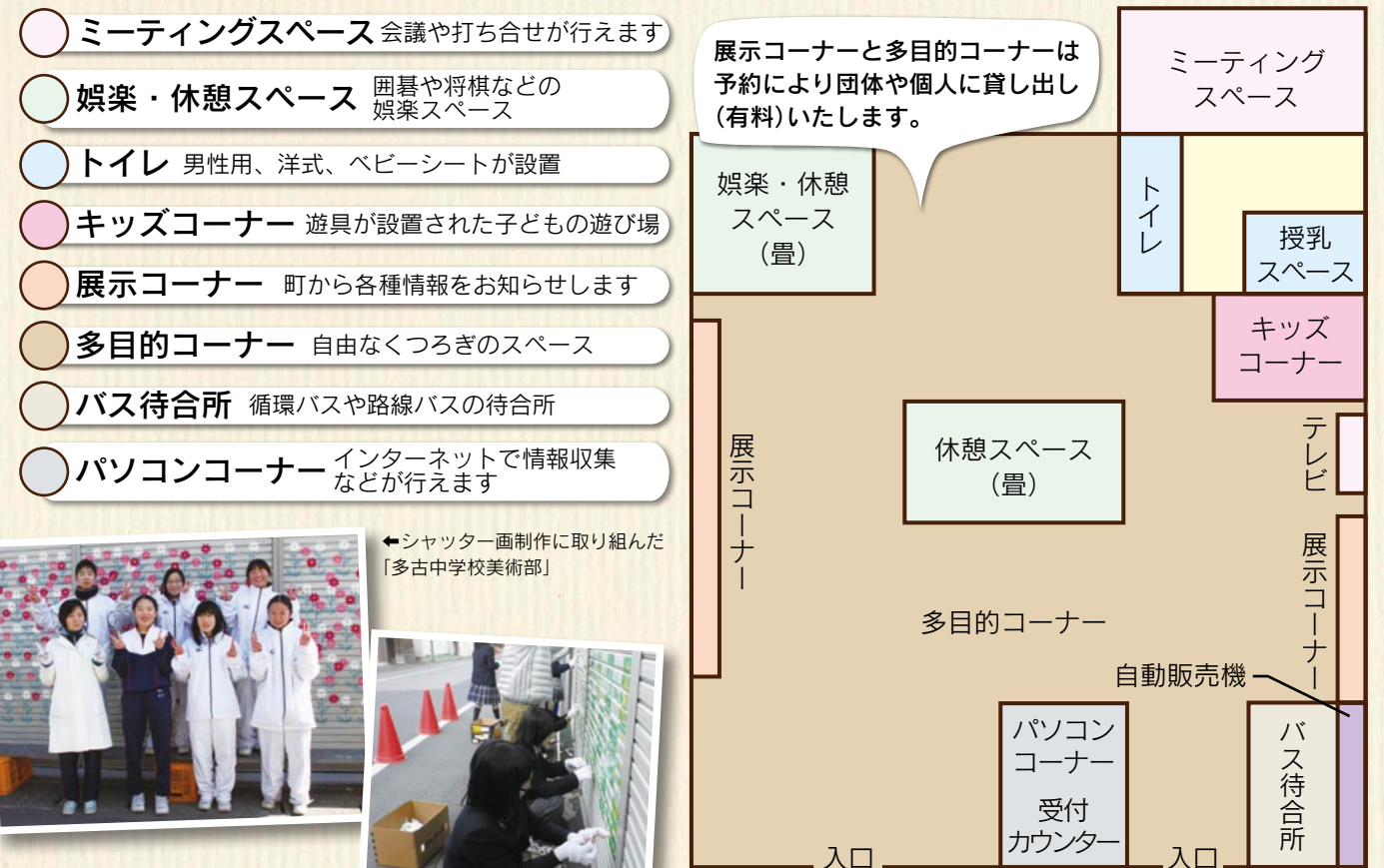


町では、子どもからお年寄りまであらゆる年代の町民が、いつでも気軽に立ち寄り楽しい時間を過ごすことができるふれあいの場所を提供するため、町内の空き店舗を利用した「いきいき健康サロン事業」の準備を進めてきました。そして、いきいき健康サロン多古『わあーか ちいと』が4月2日(月)にオープンすることとなりました。

※いきいき健康サロン多古の愛称「わあーか ちいと」は、一般公募により40作品の中から決定しました。“わずか ちよつと”という意味の方言で、気軽に立ち寄っていただきたいという思いが込められています。

- 場 所 多古町多古 2721 番地 1 (仲町通り)
- 開館時間 午前 9 時から午後 6 時まで
- 休 館 日 毎週水曜日・年末年始 (12月29日から1月3日)

### いきいき健康サロン多古 施設案内



←シャッター画制作に取り組んだ「多古中学校美術部」



シャッター画制作中の「多古高校美術部」 →

今後、多目的コーナーの一角を利用して、介護予防教室や健康増進を目的とした各種教室などを行っていく予定です。

お問い合わせ ● 保健福祉課健康福祉係 ☎ 76-3185 社会福祉協議会 ☎ 76-5940